

# 個人が少額を拠出し合って相互扶助するP2P保険に関する実証

## 申請者

Frich株式会社（以下2社の保険募集人として関東財務局に登録済）  
アイアル少額短期保険株式会社、ジャパン少額短期保険株式会社

## 主務大臣

内閣総理大臣（金融庁）（事業所管／規制所管）

## 実証目的

- ・スマートフォンやソーシャルネットワークを活用したP2P（peer to peer）保険をはじめとするInsurTechが世界的に興隆を見せ、ユニコーンベンチャーも生まれている。
- ・本件実証を通じ、個人が仲間同士で拠出金を出し合うことで、仲間同士の活動中に発生するリスクに対して備えをする、P2P保険を実現する仕組みが機能することを実証する。

## 実証計画（実証期間：2019年5月～2019年12月）

- ・申請者が提供するインターネット上のシステムを活用し、個人が、SNSの友人同士によって**共済グループを形成**し、手軽で少額で入れる共済（怪我の治療費やネット通販の返送料を補償。**10万円以下。**）を提供。
- ・共済グループの**共済メンバー数は100人以下**で形成。共済オーナーは、**少額短期保険業者の提供するカバー保険に加入**して、共済リスクの全てを転嫁。
- ・以下の**仕組みが一体として機能し、事故や不正請求の抑制**を通じた保険料の減額につながることを実証。
  - ①**相互承認が必要なSNSのつながりを要件とし、共済オーナーが共済メンバーの加入を承認。所属する共済メンバーは閲覧**でき、**SNS等の会話・交流機能**がある。このため、**社会的関係**を築くことが可能。
  - ②共済期間は1ヶ月とし、当月に**共済メンバー全員が無事故**であれば、翌月の共済掛金は最大**半額割引**となる仕組み。**無事故へのインセンティブ**が働く。
  - ③共済オーナー及び共済メンバーは、相互扶助について役割を果たしたかを5段階で**相互に評価**。規約や公序良俗に違反するような**悪質なユーザー**に対しては、**アカウントの強制停止**等の措置が可能。

# 課題となった規制について

## サンドボックス実証を申請する背景

### 保険業法施行令

- 少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が原則1年（損害保険は2年）以内であって、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額（保険種類に応じ、損害保険は1,000万円）以下の保険のみの引受けを行う事業をいう。（保険業法第2条第17項）
- ただし、**少額短期保険業者が、引受け可能な保険から、再保険は除外**されており、引き受けることが**禁止**されている。（第1条の7第4号）
- よって、少額短期保険業者であるアイアル少短およびジャパン少短が提供するカバー保険が再保険に該当するとなった場合は、保険業法施行令第1条の7第4号の規定に反するため、これを提供することができない。

## 整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容 （予備的申請）

- 保険業法施行令第1条の7第4号の規定にかかわらず、**次に掲げるすべての要件に該当する団体から引き受ける再保険**については、**少額短期保険業者が引受け可能とする特例措置**を講じることが求められる。

- (1) 団体に属する構成員の総数が**100人を超えないこと**
- (2) 団体に属する構成員に対して支払う保険金の額が、**10万円を超えないこと**
- (3) 団体に属する構成員相互の間に**一定の社会的関係を築くことができる仕組み**が講じられていること

\*1 共済オーナー及び共済メンバーからは、実証に関する同意を取得する。

\*2 少額短期保険業者が引受けを行うことができる保険金額は、保険業法第2条第17項及び保険業法施行令に規定するとおり、1,000万円以下とする。

## (参考) 関係法令等

### 法律

<再保険の除外>

○保険業法

第二条 17 この法律において「**少額短期保険業**」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（**政令で定めるものを除く。**）のみの引受けを行う事業をいう。

○保険業法施行令

第一条の七 法第二条第十七項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険とする。

### 四 再保険

<保険業法の対象外となる人数>

○保険業法

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

三 **政令で定める人数以下の者を相手方とするもの**（政令で定めるものを除く。）

○保険業法施行令

第一条の四 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める人数は、**千人**とする。

### 通知

○少額短期保険業者向けの監督指針（金融庁）

III - 1 - 1 無登録等業者に係る対応 (1)

(注1) **一定の人的・社会的関係**に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれない。

上記の**社会通念上その給付金額が妥当なもの**とは、**10万円以下**とする。